

# 「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の施行について

美しいまちづくりの推進と市民の安全で快適な生活環境および「観光都市さっぽろ」にふさわしい環境の確保を目的として、平成16年12月に制定された「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」を、8月1日から施行することといたしました。なお、罰則適用については、啓発期間を必要とするため、10月1日から施行することといたします。

## 1 条例の概要

札幌市内全域で、たばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨て禁止、公共の場所における飼い犬のふんの回収を義務付けする。また、都心部には「美化推進重点区域」および「喫煙制限区域」を指定し、歩きたばこも禁止することとした。

- (1) 市内全域におけるポイ捨ての禁止
  - (2) 公共の場所における飼い犬のふんの回収
  - (3) 「喫煙制限区域」における歩きたばこの禁止
  - (4) 公共の場所での歩きたばこの制限、印刷物の回収
- (1)～(3)については罰則適用。(4)については努力義務

## 2 「美化推進重点区域」および「喫煙制限区域」の指定

美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる「美化推進重点区域」を指定し、かつ、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害する恐れのある喫煙を制限する「喫煙制限区域」を下記のとおり指定する。

「美化推進重点区域」および「喫煙制限区域」指定範囲



### 3 条例施行日および罰則適用日

- (1) 条例施行日（一部施行） 平成 17 年 8 月 1 日から
- (2) 罰則適用日（全面施行） 平成 17 年 10 月 1 日から

### 4 過料金額および徴収方法

- (1) 過料金額  
1,000 円。
- (2) 徴収方法  
散乱等防止指導員が制限区域内等を巡回し、違反者に対し、直接現金徴収を行う。

### 5 「喫煙制限区域」内における灰皿の取り扱いについて

- (1) 札幌市設置の灰皿  
札幌駅前通、大通公園および市民会館前の札幌市設置の灰皿 43 個を撤去する。
- (2) 民間設置の灰皿  
民間設置の灰皿については、各施設の判断とする。

### 6 今後の予定

- (1) 広報 P R について  
メッセンジャーには、強烈なインパクトのある元女子プロレスラーでタレントの北斗 晶さんと、プロレスラーで北斗 晶さんの夫である佐々木 健介さんを起用し、7 月 25 日から、ポスターやリーフレット、テレビ CM 等で P R を行います。  
また、罰則適用日となる、10 月 1 日には来札していただき、街頭キャンペーンを行う予定。
- (2) 街頭啓発  
8 月 1 日に、札幌市、ミスさっぽろ、各区クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会らにより、街頭啓発を行う予定。

### 7 パブリックコメントの結果について

- (1) 募集期間  
平成 17 年 4 月 18 日～平成 17 年 5 月 17 日
- (2) 結果  
施行規則の内容に関する意見 27 件(区域標識等の設置、過料の徴収手続など)  
区域の指定に関する意見 21 件  
その他 344 件(喫煙所の設置、灰皿の設置など)

問い合わせ先

環境局環境事業部ごみ減量推進課

電話：211-2928